

豊田市入札及び契約に係る苦情処理事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法第17条第1項の規定により定められた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）において苦情処理の仕組みの整備について定められた趣旨等を踏まえ、入札及び契約に係る苦情処理の事務の取扱いについて定める。

(対象)

第2条 この要領による苦情処理の対象は、豊田市（市長が適当と認める団体を含む。以下同じ。）が発注する工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物品の購入、物品の借入れその他の契約に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約並びに入札参加停止等措置とする。

(苦情申立てができる事項等)

第3条 苦情申立てができる事項及び苦情申立てができる者は、別表第1に掲げるものとする。

2 苦情申立ては、別表第1に掲げる期間内（豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に書面により、市長に対して行うことができる。

(苦情申立てについての周知)

第4条 市長は、苦情申立てができる旨及び苦情申立ての手続について、窓口での閲覧等により周知するものとする。

(苦情申立てに対する回答)

第5条 市長は、苦情申立てがあったときは、苦情申立てがあった日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答しなければならない。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができる。この場合、苦情申立者に理由を付して書面により通知するものとする。

(苦情申立ての却下)

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、苦情申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、理由を付して書面によりその申立てを却下することができる。

2 前項の却下は、苦情申立てがあった日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に行うものとする。

(苦情処理結果の公表)

第7条 市長は、苦情申立者に回答を行ったときは、苦情申立者の提出した書面及び回答書の写しを、閲覧により速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第8条 第5条の回答書を受理した苦情申立者でその回答に不服がある者は、回答書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

2 市長は、第5条の回答書中に、再苦情申立てができる旨及び再苦情申立ての手續について記載するものとする。

（入札監視委員会に対する審議依頼）

第9条 市長は、再苦情申立てがあったときは、豊田市入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に対し、速やかに再苦情処理について審議を依頼しなければならない。

（再苦情申立ての却下）

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、再苦情申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、理由を付して書面によりその申立てを却下することができる。

2 前項の却下は、再苦情申立てがあった日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に行うものとする。

3 市長は、再苦情申立てを却下したときは、入札監視委員会に報告するものとする。

（再苦情申立てに対する回答）

第11条 市長は、再苦情申立てについて入札監視委員会から審議結果の報告を受けたときは、再苦情申立者に対し、入札監視委員会から報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答しなければならない。ただし、市が講じようとする措置に相当の期間が必要なときその他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができる。この場合、再苦情申立者に理由を付して書面により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による回答にあたり、入札監視委員会の審議結果を尊重しなければならないものとする。

3 市長は、再苦情申立てを認めないときは認めない旨及びその理由を、再苦情申立てを認めるときは認める旨及びこれに伴い市が講じようとする措置の概要を、再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第12条 再苦情処理結果の公表については、第7条の規定を準用する。

（事務処理）

第13条 事務処理は、原則として別表第2に定める課が行う。ただし、入札監視委員会の事務は総務部契約課が行う。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

苦情申立てができる事項	苦情申立てができる者	苦情申立てができる期間
(1) 一般競争入札又は公募型プロポーザル方式の参加資格要件の設定理由	当該入札又はプロポーザルと同一の工事等の種別又は同一営業品目に登録がある者	資格要件等の公告を行った日の翌日から起算して5日以内
(2) 一般競争入札又は公募型プロポーザル方式において参加資格を認めなかった理由	当該入札又はプロポーザルの参加資格審査を申請した者のうち参加資格が認められなかった者	当該通知の日の翌日から起算して5日以内
(3) 総合評価方式において落札者としなかった理由	当該入札参加者のうち落札者とならなかった者	入札結果の公表を行った日の翌日から起算して5日以内
(4) 指名競争入札又は指名型プロポーザル方式において指名されなかった理由	当該入札又はプロポーザルと同一の工事等の種別又は同一営業品目に登録がある者	指名業者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内
(5) 随意契約の相手方として選定されなかった理由	当該随意契約と同一の工事等の種別又は同一営業品目に登録がある者	随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日以内
(6) プロポーザル方式において特定されなかった理由	当該プロポーザル参加者のうち非特定の通知を受けた者	当該通知の日の翌日から起算して5日以内
(7) 契約解除の理由	当該契約者	当該通知の日の翌日から起算して5日以内
(8) 建設工事の成績評定結果の理由	当該契約者	当該通知の日の翌日から起算して5日以内
(9) 入札参加停止等措置の理由	当該入札参加停止等措置を受けた者	当該入札参加停止等措置の期間内

別表第2（第13条関係）

苦情申立ての事項	事務処理を行う課
別表第1第1号及び第2号（一般競争入札に限る）、第3号、第4号（指名競争入札に限る）、第5号、第7号並びに第9号	総務部契約課（ただし、上下水道局が発注するものは上下水道局総務課、契約事務を発注担当課で行うものについては発注担当課とする。）
別表第1第8号	総務部技術管理課（ただし、上下水道局が発注するものは上下水道局総務課とする。）
別表第1第1号及び第2号（公募型プロポーザル方式に限る）、第4号（指名型プロポーザル方式に限る）並びに第6号	発注担当課

参考 事務処理フロー

